

7. 推進体制

本計画の実効性を確保していくために、必要な内容を定めます。

1) 活動の原則

本市における自然環境の保全・再生に取り組む際には、次の3つの原則に従って取り組むものとします。

活動の原則 1

身近な取り組みから

琵琶湖や地球環境の保全に向けて、まずは身近な環境から無理なく活動しましょう

活動の原則 2

新しい仲間の環を広げて

新しいリーダーやメンバーを受け入れながら、自然環境を守り育む風を起こしましょう

活動の原則 3

地域の特色にあわせて

地域に応じた形で、市民と行政の協働による取り組みを継続していきましょう

2) 各主体の役割

各主体の役割について、次のように定めます。

市民、企業・NPO等の役割

- ・市民は、自然環境の保全に自ら努め、市が実施する自然環境の保全・再生の施策に協力します。
- ・企業やNPO等の各種団体は、人的・物的な支援に積極的に取り組み、自然環境の保全・再生活動への参加を通じた社会貢献に取り組みます。

行政の役割

- ・多様な主体の連携を通じた自然環境の保全・再生を支援していきます。
- ・リーダーを育成し、地域ごとに自主的な活動を促進していくことを支援していきます。
- ・関係機関とも協力しながら、自ら本市の自然環境の保全・再生の取り組みを推進します。

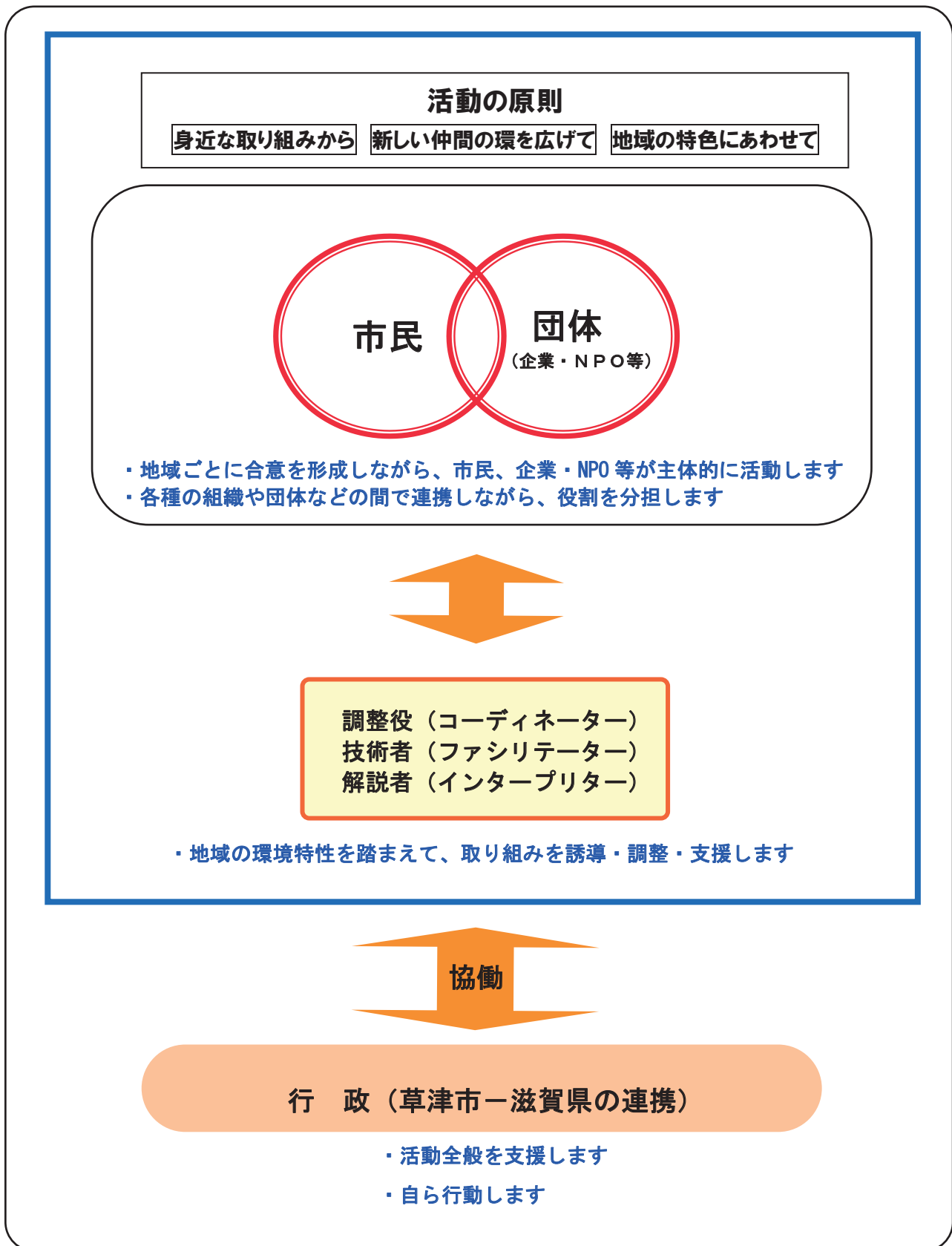
3) 活動の推進体制

市民、企業・NPO等と行政が、それぞれ個別に活動を進めるのではなく、効果的に連携を図りながら取り組みを進めていくことが重要となります。

そこで、自然環境の保全・再生に向けた活動を支援するリーダーとして、環境アドバイザーなどの活用を図ることが必要です。

リーダーの役割には、調整役（コーディネーター）、技術者（ファシリテーター）、解説者（インタープリター）などがあります。具体的には、草津市の環境にやさしいアドバイザー、滋賀県生物環境アドバイザー、水土里ネット滋賀のみずすましアドバイザー、市で実施している自然観察会の参加者、小中学校等の教師などの中から、特に本市周辺の生き物や自然環境等に詳しい方々に、参加・協力を求めています。

活動の原則、各主体の役割、活動の支援体制に基づいて、次のような推進体制を構築していくことで、本市の自然環境の保全・再生の実現をめざします。

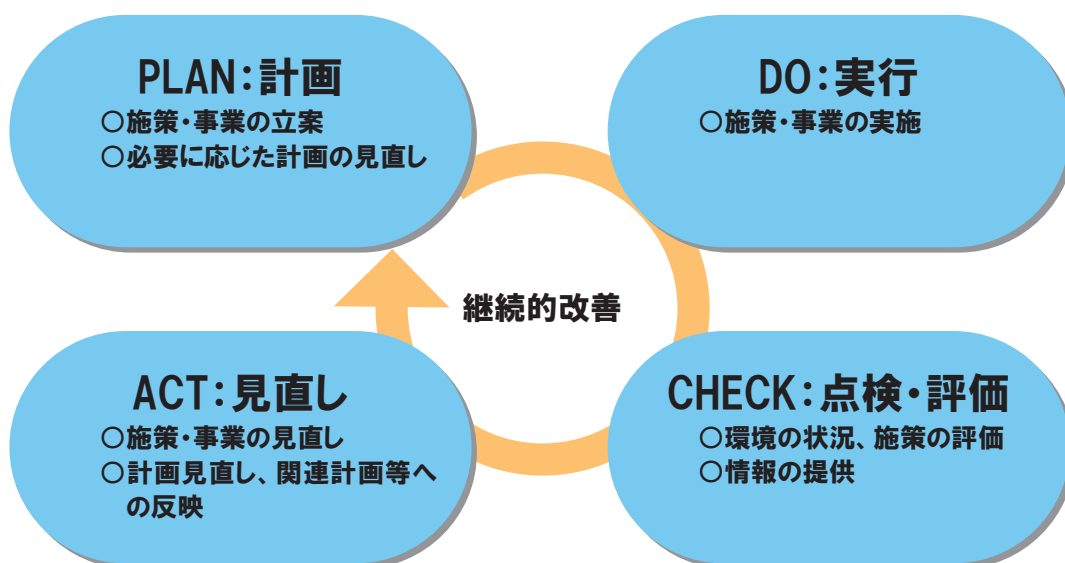


計画推進体制の概念図

4) 計画の評価

本計画の実効性を確保するためには、施策の進捗状況の点検を行います。

計画の進行管理には、環境マネジメントシステムの考え方に基づいて、Plan（プラン：計画）Do（ドウ：実行）Check（チェック：点検・評価）Act（アクト：見直し）という手順による PDCA サイクルを用いて、概ね5年ごとに継続的に点検評価を行い、草津市環境審議会に報告し、必要に応じて見直していくものとします。



出典

滋賀自然環境研究会. 草津市の自然 2014. 草津市環境経済部環境課、2015、32p